

# 公益社団法人 庄原市シルバー人材センター会員就業規約

## (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人庄原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関し、必要な事項を定めるものである。

## (センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実を上げようとするものである。

2 会員は、就業に当たって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取扱いを受けない。

## (仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

## (仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手続、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、決定事項を記載した書面を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記載し、可能な限り発注者の確認を行い、就業の終了後、速やかにセンターに提出しなければならない。

## (健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

## (就業時間)

第6条 就業時間は、会員の健康保持のため、原則として1日7時間を上まわらないものとする。

(就業上の留意事項)

第7条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に履行するように努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

(共同作業の留意点)

第8条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 会員は、職域班設置規程に準じ職域班を組織し、組織内に当該会員の互選によりリーダー（班長、副班長）を置く。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなどにつき、センターに協力するものとする。
- (2) 会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力しなければならない。
- (3) 会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力するものとする。
- (4) 会員が就業中、ケガをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第10条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、直ちに、リーダー及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置をとらなければならない。

(傷害保険)

第9条 会員の就業中等における死傷病については、「センターを通して加入している傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従わなければならない。

(賠償保険)

第10条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「センターを通して加入している賠償保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、免責分に係る金額若しくは、免責分相当額以下の賠償額については、全額を会員（原因者）の負担とする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「センターを通して加入している賠償保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

（端数の処理）

第11条 前条第1項の規定により計算したセンター負担分の金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。

（改廃）

第12条 この規約の改廃は、理事会において決定しなければならない。

（委任）

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則（平成24年3月13日 議決）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成26年3月3日第4回理事会議決）

この一部改正は、平成26年4月1日から施行する。